もうすぐ夏休み! 家畜伝染病の防疫対策の更なる徹底を お願いします!!

ゴールデンウィーク以降も、口蹄疫が中国で、アフリカ豚コレラがロシア等で継続して発生しています。東アジア地域からの旅行者が年々増加し、今月から夏季休暇期間を迎えるに当たり、海外渡航者も増加することから、家畜伝染病が日本国内へ侵入するリスクが高くなると考えられます。

家畜の飼養農家の皆様には、家畜伝染病の発生地域への 渡航を<u>可能な限り自粛</u>するとともに、海外渡航者が農場に立 ち入らないように注意すること、農場訪問者の記録を行うなど 飼養衛生管理基準の再徹底をお願いします。

※仮に渡航する場合には、以下の点に留意してください

- ① 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- ② 動物(野生動物を含む)との不用な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の 指導を受けること。

※帰国後には、以下の点に留意してください

- ① 帰国後一週間は必要がある場合を除き衛生管理区域に立ち入らないこと。
- ② 農場主や従業員等がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴・更衣等の適切な措置を講じた上で立ち入ること。
- ③ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

※衛生管理区域への病原体持込み防止の再徹底と消毒について

- ①看板の設置等により、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らないことと、 不要な物を持ち込まないよう徹底して下さい。
- ②農場の従業員を含め、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合や物品を持ち込む場合には、手指、靴等の消毒その他必要な措置を実施して下さい。

※早期発見・早期通報の徹底について

①毎日の健康観察を入念に行い、口蹄疫等の早期発見・通報に努めて下さい。当該症状を呈している家畜を発見した際は、家畜保健衛生所に速やかに連絡して下さい。

山梨県東部家畜保健衛生所(電話・・・055-262-3166 / FAX・・・055-262-3108) (夜間・土日・休日の連絡・・・ 090-5535-8005)(土日・休日の連絡・・・090-5544-7868)